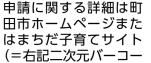
# 援制度のご案内







(=右記二次元バーコー 町田市 まちだ子育ド)をご確認ください。 ホームページ てサイト

## 事業者の方

どのようなことで お困りですか?	<b>命</b> 売り上げが減少し、家賃が払えない	<b>( う</b> 資金繰りが厳しい	
該当する主な支援	中小企業者家賃補助事業	中小企業融資制度「緊急資金」	小規模事業者経営改善資金 「マル経融資」利子助成制度
支給の対象となる方	次のすべての要件を満たす事業者 ①市内に事業所を有する中小企業者(本店所在地は市外でも可) ②市内に事業用の建物を賃借している ③2020年1月~5月の売上高(いずれか2か月)が、それぞれ前年同月売上高と比較して、15%以上減少している ④今後も事業継続の意向がある	新型コロナウイルス感染拡大の影響で、最近1か月の売上高とその後2か月の売上高(見込み)の合計が前年同期と比較して、5%以上減少する市内中小企業者※要件の詳細は町田市ホームページをご確認ください。	次のすべての要件を満たす小規模事業者 ①市内に事業所を有する個人事業主または本 店登記を有する法人 ②現在市内で事業を営んでいる ③1年以上事業を営んでいる ④市税を完納している
支援の内容	補助額家賃支払済額の2分の1×2か月分 ※1か月分の上限は20万円。 ※複数事業所を持つ中小企業者の上限は事業 所数×40万円。 ※2020年1月~5月分の支払い済みの家賃が 対象。	利子補助利率の引き上げを行い、実質無利子化 融資限度額を500万円から1000万円に増額 融資利率年利1.75%(補助利率:1.75%) 融資期間5年以内(据置期間6か月以内) ※補助利率は2020年2月28日~2021年3月 31日の融資実行分が対象。	通常枠2000万円の全額利子助成に加え、国の緊急経済対策で設けられた別枠1000万円のマル経融資も全額利子助成 融資利率1.21%(助成利率:1.5%限度内のため実質無利子) ※融資利率は2020年4月1日現在のもの。 ※別枠1000万円の利子助成は、2020年3月17日以降の融資実行分が対象。 ※融資実行後当初2年間の利子を全額助成。
申請方法	申請書類を7月31日まで(消印有効)に郵送で、町田市中小企業者家賃補助担当へ。 ※申請書は町田市ホームページでダウンロード、または産業政策課(市庁舎9階)で配布。 ※窓口での相談・申請希望の場合は町田市中小企業者家賃補助金事前予約・相談ダイヤル(∞724・1136)へ予約が必要。	必要書類をお持ちのうえ、直接産業政策課(市庁舎9階)へ。 ※取扱金融機関から融資を受ける前に、市が「緊急資金対象者確認書」を発行します。 ※必要書類等の詳細は町田市ホームページをご確認ください。	申込方法等の詳細は、町田商工会議所ホームページをご覧いただくか、電話で同会議所(窓 724・6614)へ。
問い合わせ先	産業政策課®724·1136	産業政策課®724·2129	産業政策課 <sup>3</sup> 724·2129

### 個人の方

どのようなことで お困りですか?	離職等により住宅を失った、 または失うかもしれない	新型コロナウイルス感染症に感染した、 または感染が疑われ、働けなくなった	児童育成手当を受け取っている
該当する支援	住居確保給付金	新型コロナウイルス感染症感染者等への 傷病手当金(町田市国民健康保険に加入の被用者対象)	ひとり親家庭等への 臨時特別給付金
支給の対象となる方	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方	町田市国民健康保険に加入の被用者(会社等に勤めており給与の支払いを受けている方)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなくなった方	2020年5月分の児童育成手当受給者
支給の内容	支給額 (例) 単身世帯=5万3700円以内、2人世帯=6万4000円以内、3~5人世帯=6万9800円以内 ※大家等に直接支払い。	適用期間2020年1月1日~9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合は最長1年6か月まで) 支給対象となる日数 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日(3日目までは対象外) 支給額直近の連続した3か月間の給与収入合計額を同3か月間の就労日数で割った金額×3分の2×支給対象となる日数	支給額対象児童1人につき2万円 ※6月下旬に、児童育成手当登録口座に振り込 み予定。
申請方法	必ず事前に電話のうえ、郵送で生活援護課へ。 ※申請書は町田市ホームページでダウンロード(希望者に郵送も可)。 ※やむを得ない場合を除き、原則郵送で申請。	必ず事前に電話のうえ、郵送で保険年金課へ。 ※申請書は町田市ホームページでダウンロード(希望者に郵送も可)。 ※やむを得ない場合を除き、原則郵送で申請。	原則手続き不要 ※受け取りを辞退される方は届出が必要。
問い合わせ先	生活援護課❸724・4013	保険年金課®724·2130 ※75歳以上の後期高齢者医療制度加入の被 用者の受け付け及び支給について=東京都後 期高齢者医療広域連合®0570・086・519、 (PHS·IP電話=®03·3222·4496)	子ども総務課硷724・2139

この他、「福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)」や「総合支援資金 生活支援費(特例貸付)」などの貸付制度もあります。制度の詳細や申請方法は、(社福)町 田市社会福祉協議会(※722・4898)へお問い合わせください。

#### 納税等が困難な方はご相談ください

収入が減少している場合など、申請により納税等を猶予す る徴収猶予や減免の制度があります(6面に関連記事有り)。

#### 問い合わせ先

市税	納税課®724·2121、2122
都 税	八王子都税事務所®042·644·1122
介護保険料	介護保険課窓724・4364

後期高齢者 保険年金課®724·2144 医療保険料

国民健康 減免=保険年金課®724·2124 保険税 徴収猶予=納税課®724·2121、2122